

士幌町空き家・空き地バンク設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、士幌町空き家・空き地バンクを設置し、士幌町内（以下「町内」という。）における空き家・空き地（以下「空き家等」という。）の情報を提供することにより、町への移住・定住の促進及び地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内において居住を目的として建築し、現に居住していない、又は近い将来居住しなくなる予定の建物及びその敷地をいう。
- (2) 空き地 町内において住宅の建築に適当な面積を有する良好な管理状態にある更地又は近い将来更地となる予定の土地をいう。
- (3) 所有者等 空き家等について所有権その他の権利により、当該空き家等の売却又は賃貸等を行うことができる者をいう。
- (4) 空き家・空き地バンク 空き家等の売却又は賃貸等を希望する所有者等から申請を受けた当該空き家等の情報を登録し、これを必要と認める範囲内で公開し、及び提供する仕組みをいう。
- (5) 利用者 町内での移住及び定住を目的として空き家・空き地バンクを利用して空き家等を購入し、又は賃借しようとする者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家・空き地バンク以外の空き家等の取引を妨げるものではない。

(空き家等の登録申込み等)

第4条 空き家・空き地バンクの登録を希望する所有者等（以下「申込者」という。）は、士幌町空き家・空き地バンク登録申込書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申込書が提出されたときは、その内容等を確認の上、適当と認めるときは、当該空き家等の情報を士幌町空き家・空き地バンク登録台帳（様式第2号。以下「登録台帳」という。）に登録するものとする。
- 3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、士幌町空き家・空き地バンク登録完了通知書（様式第3号）を当該申込者に通知するものとする。
- 4 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家等で、空き家・空き地バン

クに登録することが適当と認めるものは、当該所有者等に対し、同制度による登録を勧めることができる。

5 申込者が次に掲げる者である場合は、第1項の規定による登録をすることができない。

(1) 空き家・空き地バンクの登録を受けようとする空き家等の固定資産税を滞納している者

(2) 士幌町暴力団排除条例（平成25年条例第4号）第2条第2号に規定する暴力団員に該当するとき。

（登録情報の変更申込み等）

第5条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた申込者（以下「空き家等登録者」という。）は、当該登録情報に変更があったときは、士幌町空き家・空き地バンク登録情報変更申込書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申込書が提出されたときは、登録台帳の登録情報を変更するものとする。

（空き家等の登録抹消等）

第6条 町長は、次の各号に掲げる事項に該当するときは、当該空き家等に係る登録を抹消するものとする。ただし、第2号に該当することにより登録を抹消された者については、改めて第4条第1項の規定による申込みをすることにより、再度登録をすることができるものとする。

(1) 当該空き家等に係る所有権その他の権利に異動があったとき。

(2) 登録から2年を経過したとき。

(3) 空き家等登録者から士幌町空き家・空き地バンク登録抹消申出書（様式第5号）の提出があったとき。

(4) 当該空き家等の売買又は賃貸契約の成立が確認できたとき。

(5) その他登録をされていることが不相当と町長が認めたとき。

2 町長は、前項の規定により当該空き家等に係る登録を抹消したときは、その旨を士幌町空き家・空き地バンク登録抹消通知書（様式第6号）により当該空き家等登録者に通知するものとする。

（登録情報の公開等）

第7条 町長は、第4条第2項の規定により登録された空き家等の情報の一部を町ホームページへの掲載及び閲覧その他の方法により公開するとともに、利用者に提供するものとする。

（空き家・空き地バンクの利用申込み等）

第8条 利用者は、士幌町空き家・空き地バンク利用申込書（様式第7号）に希望す

る空き家等（以下「希望物件」という。）の登録番号その他必要な事項を記入して、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申込書が提出されたときは、その申込みの内容を当該希望物件の空き家等登録者に通知するとともに、利用者に登録情報を必要な範囲で提供するものとする。

（空き家等登録者と利用者との交渉等）

第9条 町長は、空き家等登録者と利用者との空き家等に関する交渉及び売買又は賃貸借等に関する契約については、直接これに関与しないものとする。

- 2 交渉等に係る苦情その他の紛争が発生した場合には、空き家等登録者及び利用者において解決しなければならない。

（個人情報の保護）

第10条 空き家・空き地バンクに係る個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び士幌町個人情報保護法施行条例（令和5年条例第3号）に定めるところによる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。